≪組合員資格のご確認と異動手続きのお願いについて≫

組合員のみなさまの氏名・住所や組合員資格に変更があった場合には、異動の手続きが必要となりますので、店舗窓口にご相談のうえ、手続きをお願いいたします。

なお、お手続きの際には、運転免許証や保険証などご本人の確認ができる公 的書類と印鑑をご持参ください。

【JA佐賀市中央の組合員資格】

・ 正組合員資格 ① 農地 10 アール以上を耕作されており、その方の住所又はその農地が組合の地区内にある方。

または

- ② 年間 90 日以上農業に従事されており、その方の住所又はその農地が組合の地区内にある方。
- ・ 准組合員資格 ① 組合の事業を利用される方で、その方の住所が組合 の地区内にある方。

または

- ② 貯金・定期積金・融資・共済・購買などの組合の事業を 1 年以上継続して利用されており、その方の勤務地が当組合の地区内にある方
- ※ 上記の正組合員の方で、正組合員資格に該当しなくなった方は、准組合 員への異動手続きをお願いします。

また、准組合員の方で、正組合員資格に該当されることとなった方は、正組合員への異動手続きをお願いします。